

# 令和6年度 石綿作業主任者技能講習ご案内

URL : <http://www.kensaibou-yamagata.jp> (各講習計画の詳細を掲載中)

山形労働局長登録教習機関(石綿登録第80号)  
登録有効期間 2029年3月30日  
建設業労働災害防止協会山形県支部  
登録番号 : T5 0104 0500 1851

平成18年4月1日から石綿作業主任者の選任は、特定化学物質等作業主任者技能講習の修了者から分離され石綿作業主任者技能講習の修了者に変更になりました。

石綿作業主任者は、**従事する労働者が石綿粉じんにより汚染され、又はこれらを吸入しないように作業の方法を決定し、労働者を指揮すること並びに保護具の使用状況を監視することなどが職務**とされています。

この資格を取得するための講習会を下記のとおり実施いたします。

**(注)平成18年3月まで特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した方は、石綿作業主任者の資格がありますのでこの講習を受講する必要はありません。**

なお、石綿等が使用されている建築物又は工作物の解体等の作業に労働者を就かせるときは、その労働者に石綿特別教育を行う必要がありますので念のため申し添えます。

## 1 講習開催日

日 程		講習会場
令和6年	4月4日(木) 9:00~16:15 4月5日(金) 10:00~16:10	「建設業技能安全センター」 寒河江市大字白岩字久保川原1660 TEL : 0237-83-2211
令和6年	4月22日(月) 9:00~16:15 4月23日(火) 10:00~16:10	

## 2 受講対象者 (建設業に従事する方を対象に実施します)

18才以上の者に限ります。



## 3 受講料 (受講料・教材費には、消費税含む。)

区 分	一 般	建災防会員 (会員には教材費補助)
受講料・教材費	受講料 10,190円 教材費 2,574円	受講料 10,190円 教材費 0円
	合 計 12,764円	合 計 10,190円

**【注意】人材開発支援助成金は、講習終了後2ヵ月以内の申し込み手続きとなります。**

## 4 受講申込方法、手続き

### (イ) 受講手続き

- ① 受講申込書兼受講票：ホームページからダウンロード可

(注1) 上記①を予め申込先に郵送（提出）して下さい。  
(注2) 定員(100名)になり次第締切りとなります。お早めに申込書を提出して下さい。

### (ロ) 受講料の納入

- ① 申込書受理後、「請求書」を発送いたします。
- ② 請求金額を指定口座に期日までに納入して下さい。  
(土、日、祝日を除く講習日の5日前まで納入すること)
- ③ 振込手数料はご負担願います。
- ④ 銀行振込の受領書をもって領収書に代えさせていただきます。  
※「領収書」の必要な方は事前にご連絡下さい。

### (ハ) 申込み・お問い合わせ先

〒990-0505

寒河江市大字白岩字久保川原1660

建設業技能安全センター・セーフティプラザ山形

TEL：0237(83)2211 FAX：0237(83)2212

## 5 修了証 所定の科目を受講し、修了試験で合格した者に講習終了後、即日交付となります。

【統合修了証】 ※令和2年1月より運用開始

- 講習修了後、建災防山形県支部で管理するデータを基に「技能講習 統合修了証」を発行します。
- 建災防山形県支部発行の「技能講習修了証」をお持ちの方は、講習当日に回収しますので、ご持参下さい。  
※滅失により当日持参できない方で、後日修了証を発見した場合、自らハサミを入れて破棄して下さい。  
※発行済みの修了証を保管希望の方は、ご自身で修了証に穴を開ければ提出不要です。

## 6 その他

- ① 受講日当日、本人確認のため「運転免許証・健康保険証・住民票」のいずれかを持参してください。身分証を忘れると、受講できません。
- ② 遅刻された場合には受講出来ないことがありますのでご注意ください。
- ③ 受講料納入後、学科講習日の3日前(土、日、祝日を除く。)までに受講取り消しの連絡があれば受講料等の返金に応じますが、それ以降は如何なる理由でも受講料等の返金には応じられません。

建災防山形県支部 または  
建設業技能安全センター

検索 

